質問第七号昭和五十二年二月十八日提出

貸金業に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年二月十八日

衆

議

院

議

長

保

利

茂

殿

横

提

出

者

山利

秋

_

_

貸金業に関する質問主意書

近 年 貸 金 業 \mathcal{O} 実 体 は 利 用 面 に お 1 7 は 1 わ ゆ る サ ラ IJ] 7 ン 金 融 を 中 心 と L て 利 用 目 的 \mathcal{O}

多 様 化、 利 用 層 \mathcal{O} 拡 大 が 著 L 1 方 貸 金 業 者 \mathcal{O} 急 激 な 増 加 と 乱 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ が 4 5 れ る が れ に 伴 1

(1) 利 用 層 12 誤 解 を 与 え る 過 当 広 告 (2)高 金 利 を 中 心 とす る 出 資 取 締 法 違 反 (3)暴 力 事 犯 等

悪 質 業 者 に ょ る 問 題 が あ と を た たず、 方、 般 市 民 \mathcal{O} 家 庭 悲 劇 を 招 < 等、 貸 金 業 間 題 は 重 大 な

会 秩 序 維 持 \mathcal{O} 見 地 カ 5, ゆ ゆ L き 間 題 を 生 ず る لح 断 ぜ ざる を 得 な 1

社

会

間

題

化

L

0

0

あ

り、

れ

を

放

置

す

れ

ば

利

用

者

 \mathcal{O}

保

護

犯

罪

 \mathcal{O}

防

止

干

ラ

ル

低

下

 \mathcal{O}

防

止

等

 \mathcal{O}

社

部

以

来

数

年

他 方 現 行 法 貸 金 業 者 \mathcal{O} 自 主 規 制 \mathcal{O} 助 長 12 関 す る 法 律 は 昭 和 兀 + 七 年 六 月 \mathcal{O} 制 定

間 12 お 1 7 応 \mathcal{O} 成 果 を あ げ 庶 民 金 融 業 協 会 \mathcal{O} 手 に ょ る 自 主 規 制 研 究 資 格 審 査 宣 伝 な ど 努

力 \mathcal{O} あ کے は み 5 れ つ つ あ る が 営 業 届 出 数 0) 割 に 4 た な 7 組 織 率 で あ つ て、 圧 倒 的 な ア ウ

治 1 体 P サ 県 1 警 ダ が 各 に 県 対 す 12 る お 影 け 響 る をこ 庶 民 \mathcal{O} 金 融 組 織 業 協 は 会 未 に だ 指 持 導 0 نح に 至 援 助 0 を 7 行 1 な 0 7 1 す る な が わ ち、 そ \mathcal{O} 内 現 容 在 及 び 部 程 \mathcal{O} 度 地 は 方 各 自

県ごとに 区 々 で あ り ま た、 そ \mathcal{O} 法 律 上 \mathcal{O} 権 限 ŧ 必 ず L ŧ 明 確 で は な 1

1 7 ま は 7 Þ 過 ア <u>当</u> ウト 競 争と業者 サ 1 \mathcal{O} ダ 1 倒 産 に 0 ک 7 れ て によ は 放 る 任 絶 \mathcal{O} 状 え 間 況 とい な 1 開 つ て 廃 業 ŧ 過 \mathcal{O} 繰 言 ŋ で は 返 え な \ . L が 行 さら わ に業者 れ る等 間 0 問 に お 題

ŧ

生じ

て

()

る。

質 庁 等 L て を \mathcal{O} きたところで 中 ょ うな 心 状 態 に 政 あ 府 か る。 12 λ が 対 L み、 L か る 私 貸 に は 金 現 か 業 在 ね \mathcal{O} までのところ、 7 規 か 制 5 強 玉 化 会 \mathcal{O} に 必 お 要 政 7 性 府 て、 及 は U 何 大 監 5 蔵 督 有 省、 効な 指 法 導 施 務 策 \mathcal{O} 省、 在 を 講 り 経 方 ぜ 済 ず、 等 企 に 画 関 0 庁 き 係 省庁 強 警 < 察

 \mathcal{O} 右 意 0 ような 思 統 さえ 現状に 行 カゝ わ λ れ が 7 み 7 次 な 0 **\ 各 模 項 様 目 で に あることは 関 する政 府 極 \mathcal{O} \otimes 見 7 遺 解 を伺 憾 なことと言わ **(**) た 7 な け れ ば な

5

な

\ \ \ \

間

警 察 庁 は 庶 民 生 活 \mathcal{O} 保 護 及 び 犯 罪 防 止 0) 観 点 か 5 業 者 \mathcal{O} 指 導 及 び 取 締 に 0 7) 7 如 何 な る 方

針 を 有 L て 1 る か。 ま た、 ک の 三 年 間 に お け る 庶 民 金 融 に 関 す る 法 違 反、 取 締 状 況 理 由 別 如

何。

法 務 省 は、 貸金業 \mathcal{O} 現状に照 5 し、 高 金 利の 規制 及び処罰に . つ ١ ر て 如 何 に考えて **,** \ る か。

 \equiv 消 費 者 保 護 \mathcal{O} 観 点 カコ 5 経 済 企 画 庁 \mathcal{O} 方 針 如 何

て自治省の見解如何。

匹

貸

金

業

に

関

す

る

事

務

は、

都

道

府

県

12

委

任

さ

れ

7

7

るところで

あ

るが

貸

金

業

 \mathcal{O}

指

導

強

化

に

0

V

五. 貸 金 業 に 関 す る 許 口 制 な 1 し は 事 前 届 出 制 \mathcal{O} 導 入 及 び れ に 対 す る 指 導 監 督 \mathcal{O} 強 化 に 関 す

る大蔵省の見解如何。

ま た、 自 主 規 制 法 に 基 づ < 庶 民 金 融業: 協 会 に 対 す Ź 指 導 方 針 如 何。

六 結 論 とし て、 本 問 題 \mathcal{O} 重 要 性 及 び 広 範 性 に カコ λ が み、 例 え ば 総 理 府 が 中 ιÇν とな ŋ, 右 関 係省

庁等、 政府一体となつて至急協議体制を整え、 貸金業に対する行政指導の在り方及び貸金業制

度の整治 備に関し、 法改正を含む業界の長期的制 度の整備につき検討を行うべきと考えるが、

内

閣の見解如何。

右質問する。

六